

(別添1)

## 委託業務企画提案指示書

北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

### 1 委託する業務名

十勝ブランド強化支援事業（戦略産業雇用創造プロジェクト）委託業務

### 2 委託業務の目的

十勝地域の経済・雇用を支える食関連産業（食品製造業）の強化を図るため、関連企業の製品の高付加価値化や販路拡大の支援を実施するとともに、同産業の生産面を支える雇用創造のための取組を実施することで、当地域における雇用創出を図る。

### 3 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) マーケティング力強化（製品の高付加価値化、販路拡大支援）

##### ① 食の販路拡大等に関する商談会の実施

製品の高付加価値化や販路拡大支援のため、食関連の商社やバイヤーなどの専門家を招聘し、管内食関連企業との商談・アドバイス会を実施する。

##### ② 個別経営支援

経営力強化のため、管内食関連企業を訪問し、経営計画や生産効率の改善等について、専門家による個別の経営支援を実施する。

#### (2) 生産力強化（労働力の確保、就職支援）

##### ① 食関連企業経営者向けセミナーの開催

人材（労働力）確保をテーマとしたセミナーを企画・開催し、人材確保のための効果的な募集方法などの知識の習得や気運醸成を図る。

##### ② 求職者向けセミナーの開催

十勝管内の食関連企業等へ就職を希望する求職者（潜在的に就職意欲のある者も含む）向けに、企業の労働環境等の実態や求められるスキルなどを学ぶセミナーを開催する。

#### (3) 報告書の作成

紙媒体 A4 版 3 部 ※本事業は「(事業による) 支援企業数」「(本事業の実施成果による) 雇用創出数」の把握が必要。

### 4 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

#### (1) 業務遂行能力全般

ア 本業務を遂行する上で、必要な専門的な知識・ノウハウを有しているか。

イ 本業務を実施するにあたって必要な業務処理体制となっているか。

ウ 企画から実施に至るまで、効果的で適切なスケジュールとなっているか。

#### (2) 企画提案内容

ア マーケティング力強化の取組（製品の高付加価値化、販路拡大支援）

(ア) 商談・アドバイス会の実施手法や招聘する食の専門家の選定、募集企業数など、販路拡大等支援の方法は適切か。

(イ) 管内食関連企業への経営計画や生産効率の改善といった経営支援の内容や方法は適切か。

イ 生産力強化の取組（労働力の確保、就職支援）

- (ア) 企業向けのセミナーの内容や講師の選定は地域のニーズに即しているか。
- (イ) 求職者向けセミナーの内容や参加者の参集方法は適切か。

## 5 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正  
採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 契約手続  
特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。  
コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。
- (3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い  
成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利について二交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。  
なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

## 6 その他

- (1) 公募手続において使用する言語、通貨  
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類  
企画提案書及び附属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
  - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
  - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
  - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
  - イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。  
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
  - ウ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
  - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
  - オ 全ての提出書類は返却しない。
  - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先  
北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（担当：相樂）  
住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目  
電 話：0155-27-8537  
FAX：0155-25-7756